



弁護士法人 第一法律事務所
DAIICHI LEGAL PROFESSIONAL CORPORATION

A I ・ データの利用に関する契約の実務

～ A I ・ データの利用に関する契約ガイドラインを踏まえて～

弁護士法人第一法律事務所
パートナー弁護士・公認システム監査人
福 本 洋 一

講師紹介（福本洋一）

1999年 同志社大学 法学部法律学科 卒業

2002年 同志社大学大学院 法学研究科
博士課程 前期修了

2003年 弁護士登録（大阪弁護士会）
第一法律事務所に所属



- ・高度情報処理技術者と位置づけられる「システム監査技術者」の資格を保有し、「公認システム監査人」の認定を受け、ITや情報管理に関する法務に精通
- ・日本経済新聞社による2015年度「企業が選ぶ弁護士ランキング」の情報管理分野において選出

（著作等）

- ・NBL（商事法務）の巻頭言「HOT/COOL Player」にて「企業におけるセキュリティ対策開示の意義」（NBL1122号、平成30年5月15日発刊）が掲載
- ・AIビジネスに関する契約書作成のポイント（BUSINESS LAWYERS）を執筆
- ・【連載】データ・オーナーシップがビジネスに与えるインパクト（BUSINESS LAWYERS）で、全4回にわたりIoT・ビッグデータ・AIビジネスについての解説記事を執筆





- ① GLの位置づけ（データビジネスとは）
- ② 「データ創出型」 契約の実務
- ③ 「データ提供型」 契約の実務
- ④ 「データ共用型」 契約の実務
- ⑤ 「A I」 総論（A Iとは）
- ⑥ 「A I 開発型」 契約の実務
- ⑦ 「A I 利用型」 契約の実務

AI・データの利用は何が新しいのか？

収集・取得

利用

提供

従来ビジネス

- アンケート調査等
- 顧客名簿の購入
- 公開情報の収集

- DMやマーケティング
- 自社の商品物流やサービスの実施

- 契約で原則は不可
 - ・ 秘密保持義務
 - ・ 目的外利用の制限



データビジネス

- IoT機器による顧客データの取得
- AIサービスによる顧客の提供データの取得・購入

- データからアルゴリズムの開発
- 学習用データセットからAIの機械学習
 - ▶ 学習済みモデルの生成・活用

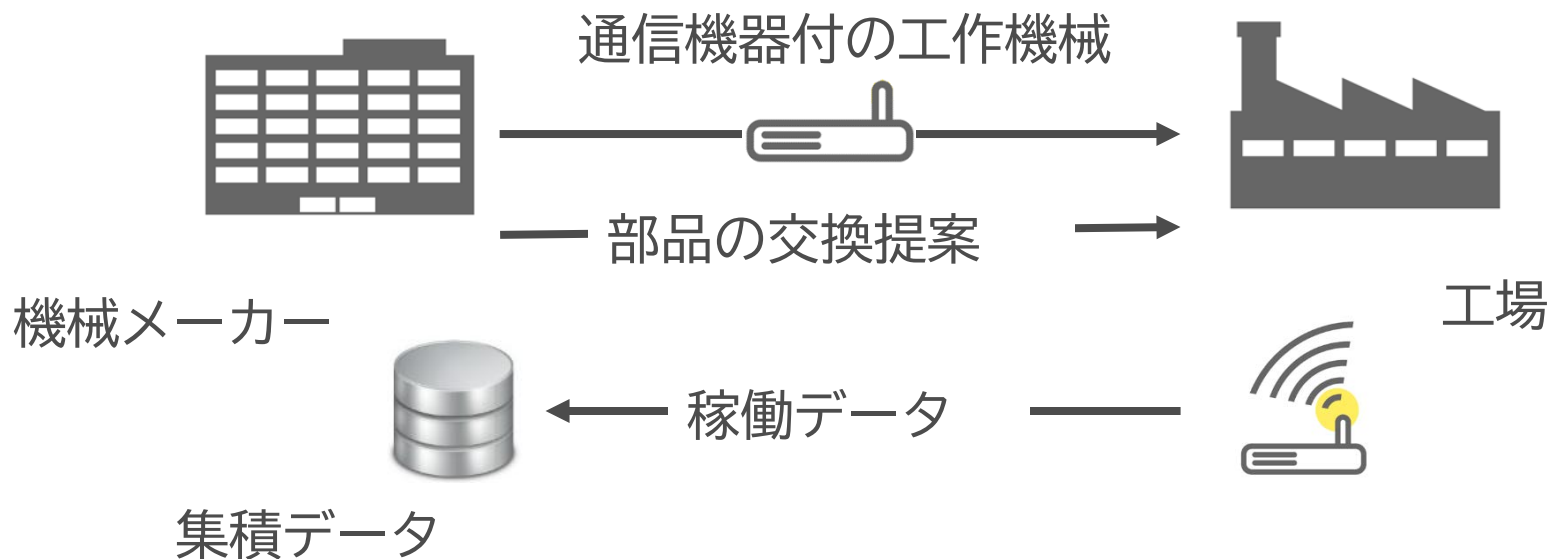
- 契約・利用規約で承諾の取得
 - ▶ データの二次利用
 - ・ 他の用途で利用
 - ・ 販売・転売
 - ・ 共同利用

※ 顧客等へのサービスではなく、顧客等からのデータ取得等が目的



データの法的帰属

データは誰のものか？



- ① 工場は機械メーカーに集積データの開示を請求し、機器配置の効率化のための分析に利用できるのか？
- ② 機械メーカーは集積データを商品開発に利用したり、第三者に販売してもよいのか？

データの法的帰属

データに対する権利の帰属（法律上の取扱い）

- データは無体物であり、民法上所有権や占有権の対象外
 - ▶▶ 「自社のデータ」という所有概念は法的にはない



情報は誰もが無料で自由に利用可能

- ◀◀ データは複製や重畳的使用が容易、消失・減耗しない



情報管理のポイント

- ・ 情報は所有権のある媒体（有体物）に記録して囲い込む
- ・ 外部に提供する場合にはNDA（秘密保持義務と目的外利用の制限）



データの法的帰属

契約等によって制限されない限り保持者の利用は自由

① 工場は機械メーカーに集積データの開示を請求し、機器配置の効率化のための分析に利用できるのか？

▶▶ 工場は集積データに対して何らの権利も有せず、開示請求は不可／独自の利用もできない

② 機械メーカーは集積データを商品開発に利用したり、第三者に販売してもよいのか？

▶▶ 機械メーカーは自らの所有又は排他的支配下にあるサーバ内のデータは自由に利用可能



データの法的帰属

データの権利保護の方向性

情報は広く利用されることが社会にとって有益

▶▶ データに対する排他的支配権の付与は望ましくない



データオーナーシップの考え方

データ創出に寄与した者によるデータの利活用権限の主張を公平に認めていくことが望ましいとする考え方

▶▶ データの創出に寄与した者に一定の法的保護



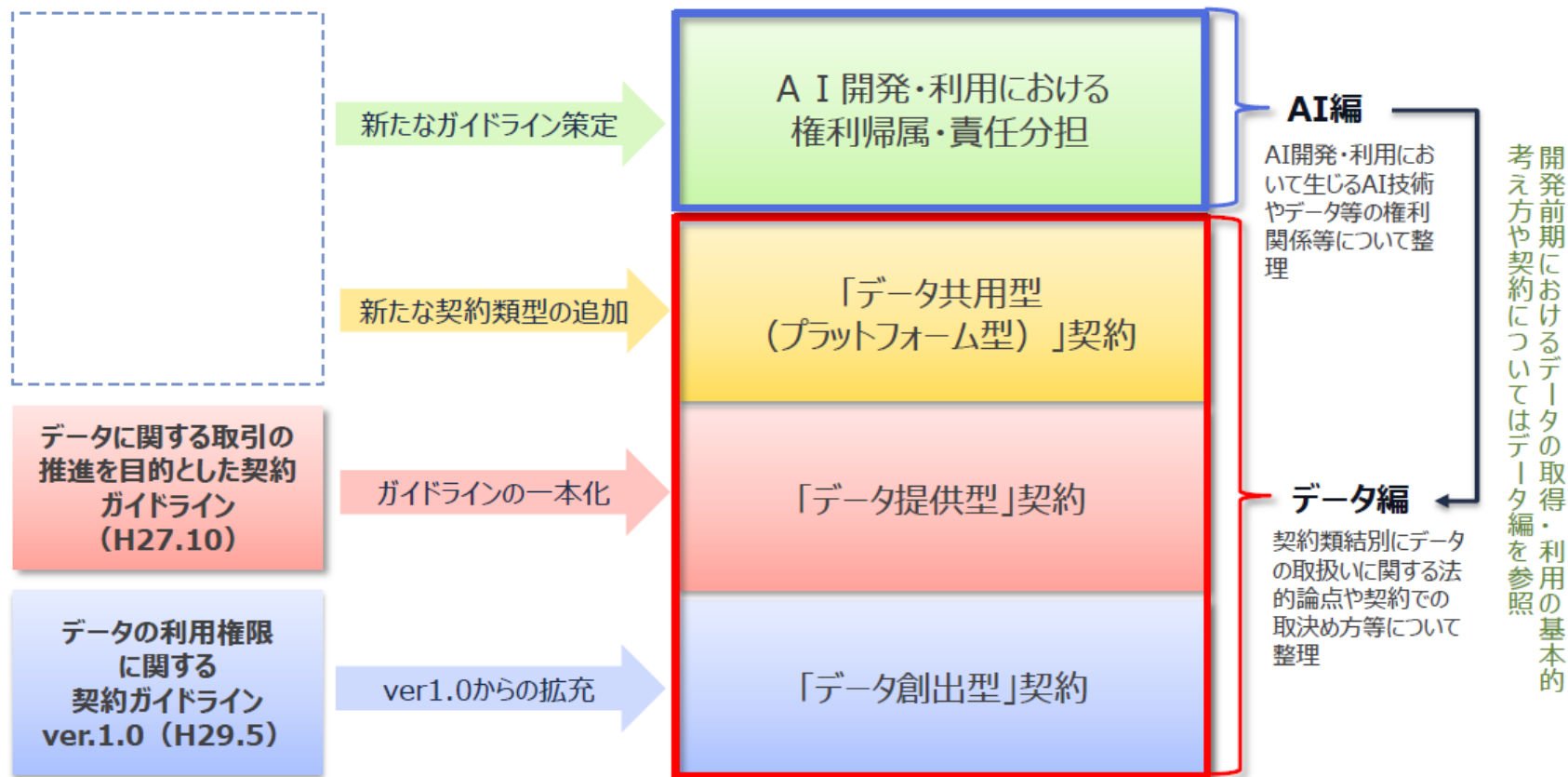
政府の整理：法的権利は付与しない

あくまで契約において債権的な観点からデータの利用権限の調整を図ることが望ましい（A I ・データの利用に係る契約に関するガイドライン）



ガイドラインの狙いと実務の課題

AI・データの利用に関する契約ガイドライン



AI・データの利用に関する契約ガイドライン

出典：AI・データ契約ガイドライン検討会 事務局報告資料



ガイドラインの狙いと実務の課題

現状におけるデータを巡る契約実務

■ 法律上の原則：情報は誰もが無料で自由に利用可能



■ 契約上の原則：秘密保持義務＋目的外利用の禁止の定め

▶▶ 当事者双方が利用できない死んだデータ

ガイドラインが目指す契約実務

■ 創出されたデータに対する契約による利用規制を排除

■ 創出されたデータの双方の利用範囲を契約で合意

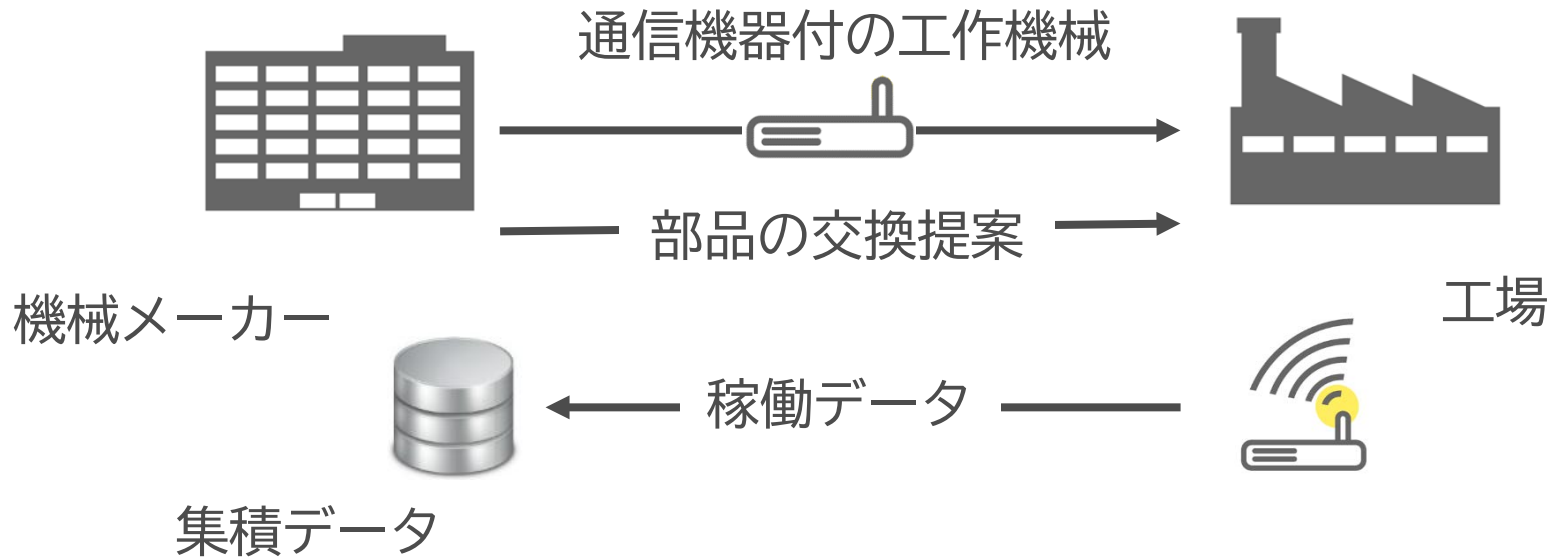
※ ビジネス上の力関係を踏まえた実務上の工夫が必要





- ① G L の位置づけ (データビジネスとは)
- ② 「データ創出型」 契約の実務
- ③ 「データ提供型」 契約の実務
- ④ 「データ共用型」 契約の実務
- ⑤ 「A I」 総論 (A I とは)
- ⑥ 「A I 開発型」 契約の実務
- ⑦ 「A I 利用型」 契約の実務

「データ創出型」契約とは？

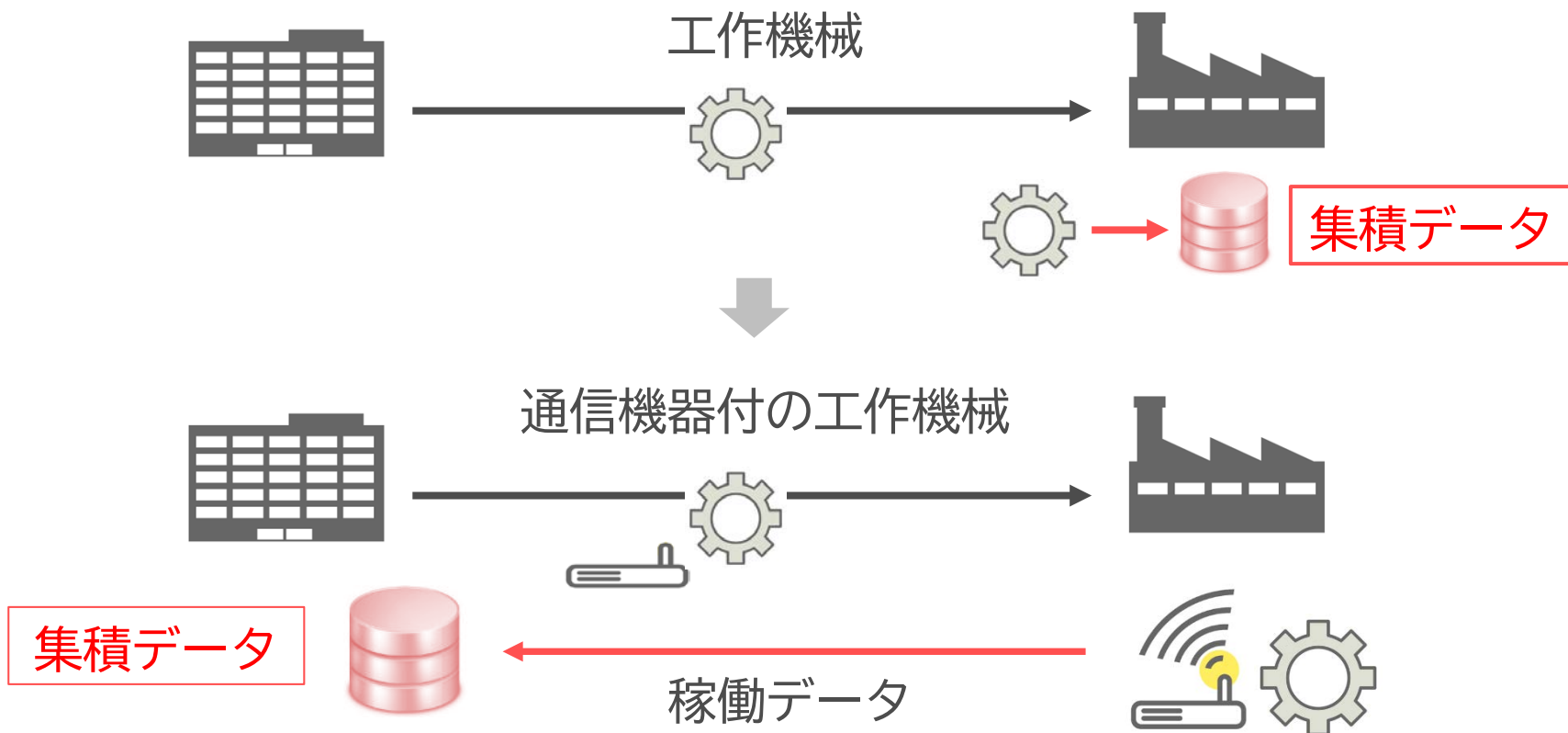


複数当事者が関与することによりデータが新たに創出される場面において、データ創出に関与した当事者間で、当該データの利用権限を取り決める契約
ex) I o Tサービスの過程で生じる情報に関する契約

「データ創出型」契約とは？

なぜ利用権限を取り決めなければならないのか？

I o Tは機器の所有主体とデータの帰属主体の分離を招く



留意点①：「データ」は知的財産ではない

国内のビッグデータの保護の在り方

	特許権	著作権	営業秘密	限定提供データ	民法 (不法行為)
保護対象	自然法則を利用した技術的思想のうち高度なもの	データベースの情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するもの	秘密管理性、有用性、非公知性を満たす情報	技術的管理性、限定された提供性、有用性を満たす情報	費用や労力をかけて情報を収集・整理して作成・販売するデータベース（翼システム事件）
流通データの保護	×	△	×	○	△
法的性質	排他的独占権	相対的独占権	不正取得等を規制		—
民事措置	差止・損害賠償				損害賠償のみ

留意点①：「データ」は知的財産ではない

「データの利用権限の配分」の意味（ガイドラインの条項例）

対象データのうち、別紙Aに定めのないものについては、当該対象データの利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）および処分を含む当該データに係る一切の利用権限は、【甲or乙】が有する

- ▶▶ データの保持にかかわらず、別紙A以外の利用等は上記条項で定めた一方当事者が独占的に利用できる（データ保持者にとっては確認条項・別紙Aが制限条項）

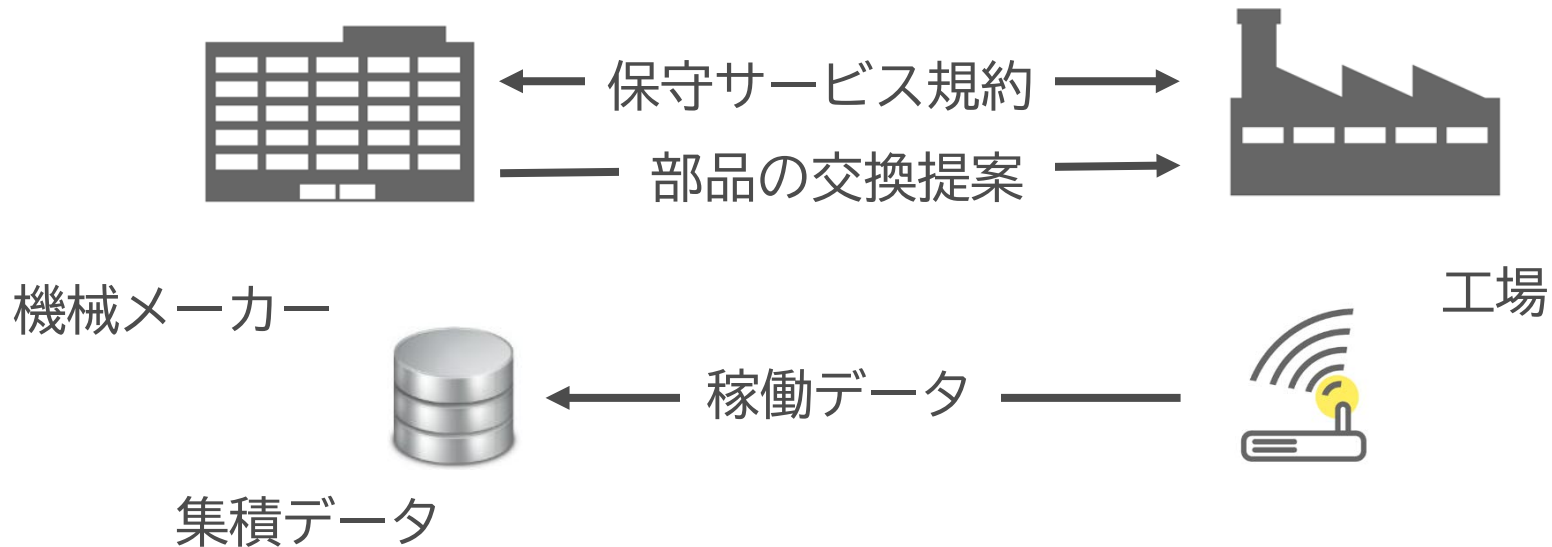
対象データのうち、別紙Aに定めがないものについては、両当事者間で別途合意した上で、当該対象データの利用権限を定めるものとする。

- ▶▶ 双方当事者が別紙A以外他方当事者との合意を経る必要（データ保持者・非保持者双方にとって自由に利用できない）

※ いずれの条項もデータ保持者であることによる自由な利用が制限



留意点②：「データ創出型」は独立して契約しない



「データ創出型」契約は 本来のサービス契約（保守サービス規約）の一部として、サービス提供時にサービス提供主体（機械メーカー）が知り得る顧客（工場）に関する情報に関する取扱い条項（従前は秘密保持と目的外利用の制限）として構成されるのが一般的
← 独立した契約書にすると契約交渉が難航する懸念

留意点③：「データ創出型」契約交渉の視点

データから生み出されるビジネスの取り合いの交渉

従前はビジネスにおけるデータの利活用を制限

秘密保持義務と目的外利用の禁止で、双方が勝手にデータを利用したビジネスはできないように制限（相手方に対して利用権限を認めると相手方にビジネスを取られることを意味する）

▶▶ 相手方のビジネスと将来競合するおそれのあるビジネスのための利用権限の付与を正面から求めても、相手方の承諾が得られるとは考え難い

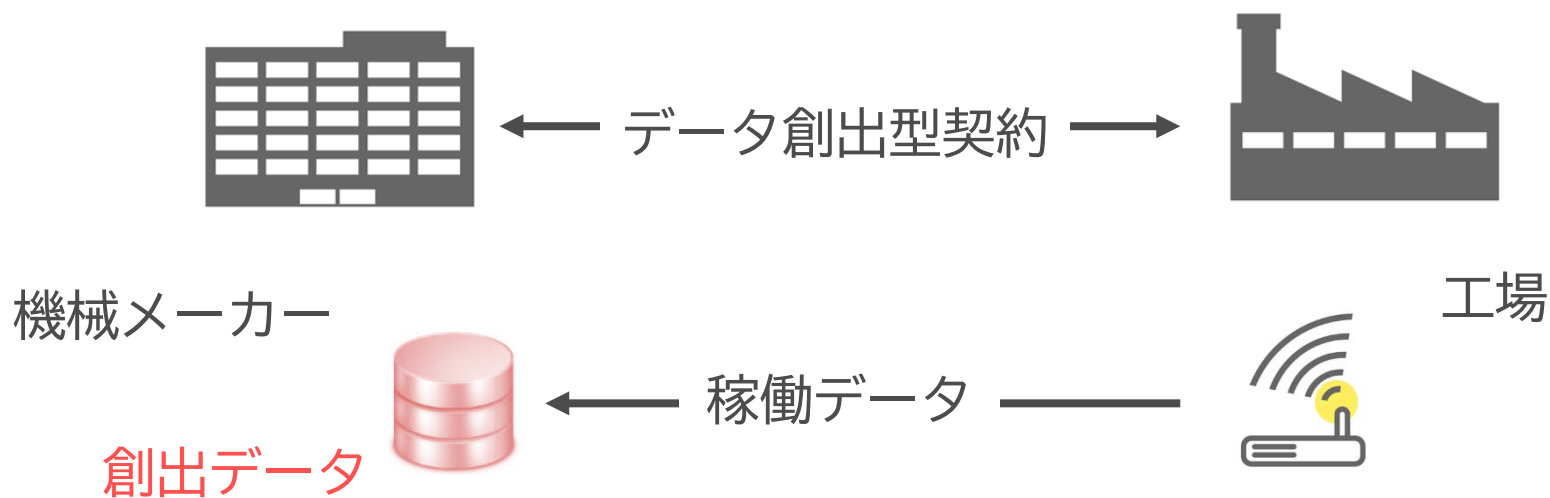
※ 相手方に契約時に認識させずに利用な形でデータを取得できるような工夫を検討



「データ」を広く利用できる契約とは

ベンダ：サービスのスキーム設計時がポイント

- ① 創出データの保持を契約上確保（IoT技術の活用による自社サーバへの集積）
- ② 契約上の秘密保持義務・目的外利用の制限から、創出データを除外（法律上の原則に戻す）



I o T ・ プラットフォームを利用する際の留意点

ユーザ：利用規約におけるベンダーの利用権限をチェック

ベンダー側にて I o T 機器を通じてデータを収集

▶▶ ベンダー：創出データの保持者（自由に利用可能）

※ 創出データを利用したビジネスを取られないか？

ex) A社の「IoT契約約款」の抜粋

第*条（営業秘密等）

当社は、IoTサービスの提供に関し知り得た契約者の営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の「営業秘密」として契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。）について、第三者に対し開示しないものとします。…

▶▶ I o T の収集データに関してユーザによる秘密の明示は不可能（＝自由に利用可能）





- ① G L の位置づけ（データビジネスとは）
- ② 「データ創出型」 契約の実務
- ③ 「データ提供型」 契約の実務
- ④ 「データ共用型」 契約の実務
- ⑤ 「A I」 総論（A I とは）
- ⑥ 「A I 開発型」 契約の実務
- ⑦ 「A I 利用型」 契約の実務

「データ提供型」契約とは？



データ提供者から他方当事者に対してデータを提供する際に他方当事者のデータ利用権限等を取り決める契約

※ 対象データをデータ提供者のみが保持しているという事実状態が明確である場合

留意点①：データの品質に対する責任

データが取引の対象である場合

① データの品質不良

売買契約の瑕疵担保責任（契約不適合）の問題
（データについて何が通常有する性能なのか？）

▶▶ データの正確性を担保するために契約ではデータの生成過程について表明保証

② データを信頼して生じた損害についての責任の帰属

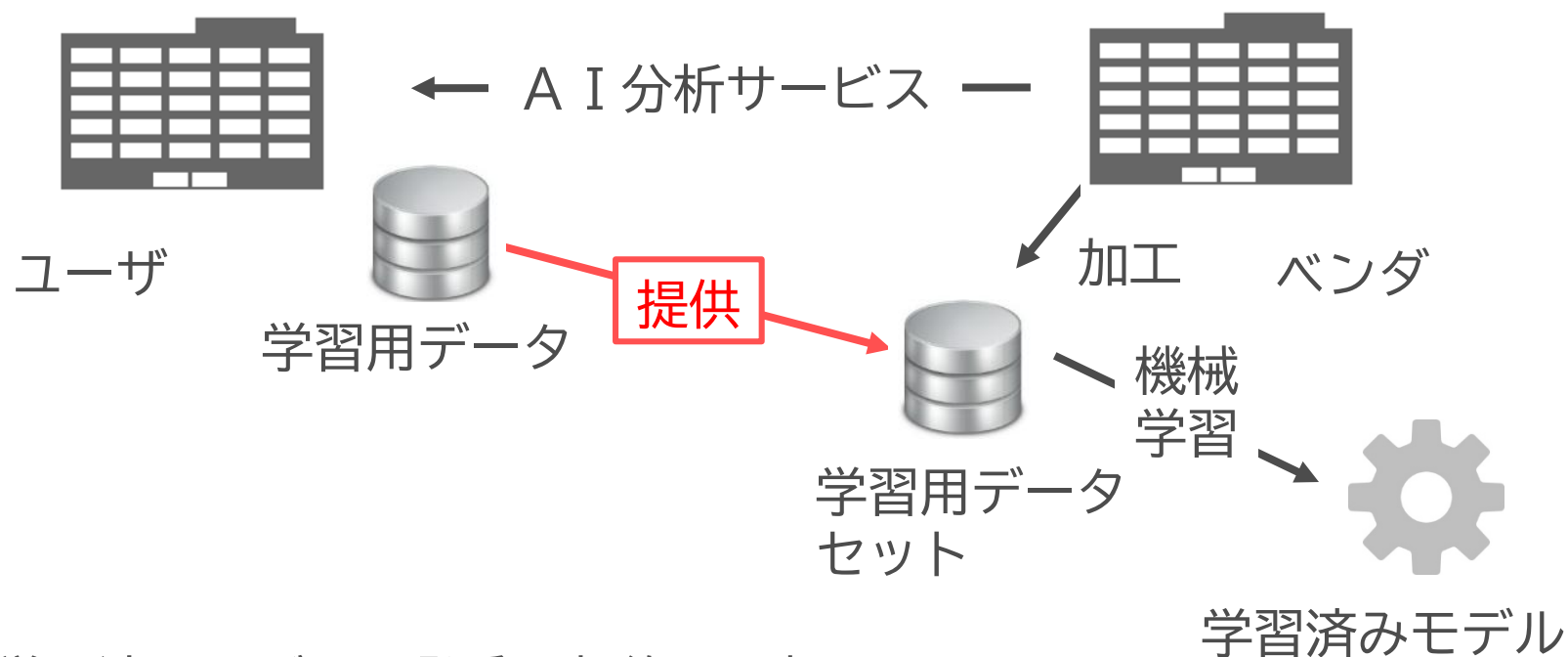
瑕疵担保責任・不法行為責任の拡大損害の問題（データは製造物責任（PL責任）の対象外）

▶▶ データをどのように利用することを想定しているかについて契約段階で提供者に明示



留意点②：データは取引の対象とは限らない

システム開発のためにユーザから提供されるデータ



学習済みモデル開発委託契約の一部として

AI分析サービス等のASPサービスの利用規約の一部として
後ほど「AI開発型」契約で解説（開発ベンダーの二次利用）

留意点③：派生データの帰属の原則ルール

派生データは創出した者が原則自由に利用可能

派生データそのものは知的財産権の対象ではない

- ▶ 契約等による制限がない場合には派生データ（A I の学習済みモデル等）は創出した者が自由に利用可能

契約等における原データに関する取り決めは、原データを含まない派生データには及ばない

- cf) 改正不競争法のデータ規制は、当該データを内容に含まない限り、当該データから生み出された派生データには及ばない

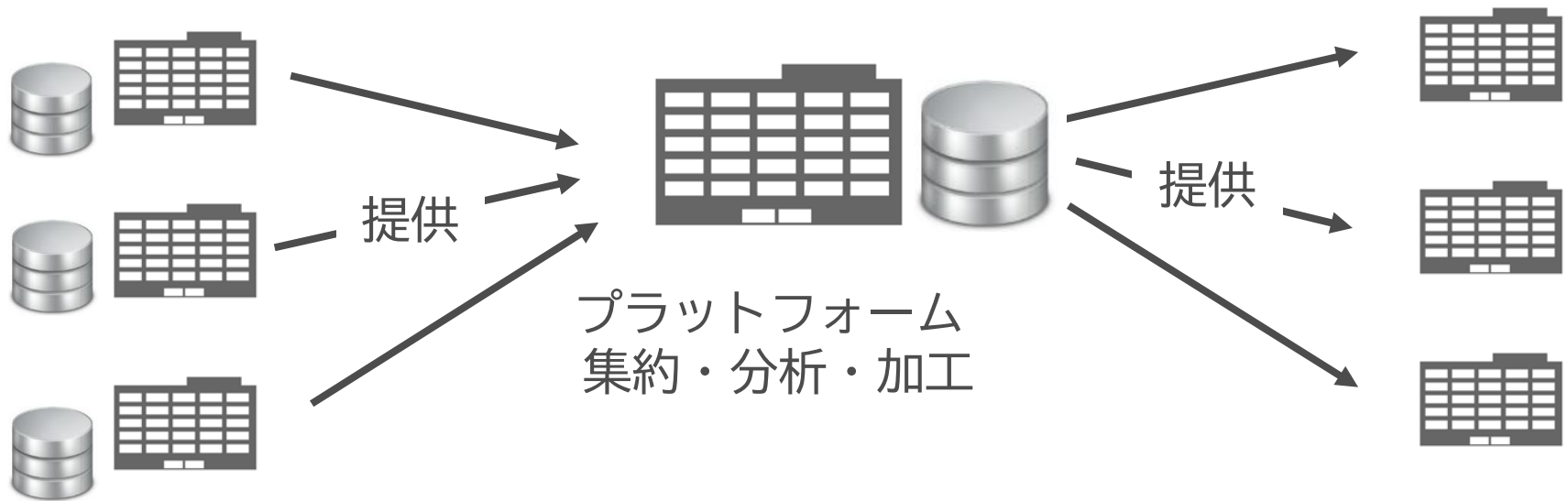
※ データ提供者側は、契約において派生データに対する効果を明記（知的財産権ではないため規律がない）





- ① G L の位置づけ（データビジネスとは）
- ② 「データ創出型」 契約の実務
- ③ 「データ提供型」 契約の実務
- ④ 「データ共用型」 契約の実務
- ⑤ 「A I」 総論（A I とは）
- ⑥ 「A I 開発型」 契約の実務
- ⑦ 「A I 利用型」 契約の実務

「データ共用型」契約とは？



- ① 事業者選定に当たっての留意事項
中立性の確保、安定的な運営のための収入確保、セキュリティや透明性確保等の義務・責務等
- ② 独禁法で問題となり得ると考えられる要素
価格情報の共有、一方的なデータの提供規約等
- ③ 利用範囲や制約条件を取り決める方法
- ④ プラットフォーム型での契約方法（利用規約による全体規律）



- ① G L の位置づけ（データビジネスとは）
- ② 「データ創出型」 契約の実務
- ③ 「データ提供型」 契約の実務
- ④ 「データ共用型」 契約の実務
- ⑤ 「A I」 総論（A I とは）
- ⑥ 「A I 開発型」 契約の実務
- ⑦ 「A I 利用型」 契約の実務

AIとは何か？

「AI」はどういう意味で用いられているのか？

似非AI

- 人間が判断に必要なパターンを定義して事前に対応策を決めておく
ex)マイコン炊飯器やロボット掃除機等の自動制御

機械学習

- 機械が数値やテキスト、画像、音声などの様々かつ大量のデータからルールや知識を自ら学習する技術
 - ▶▶ 学習対象となる変数（＝特徴量）は人間が定義
ex)一般的な購買データを大量に学習することで年代に適したオススメ商品を提示 =年齢と商品の相関関係

ディープ ラーニング

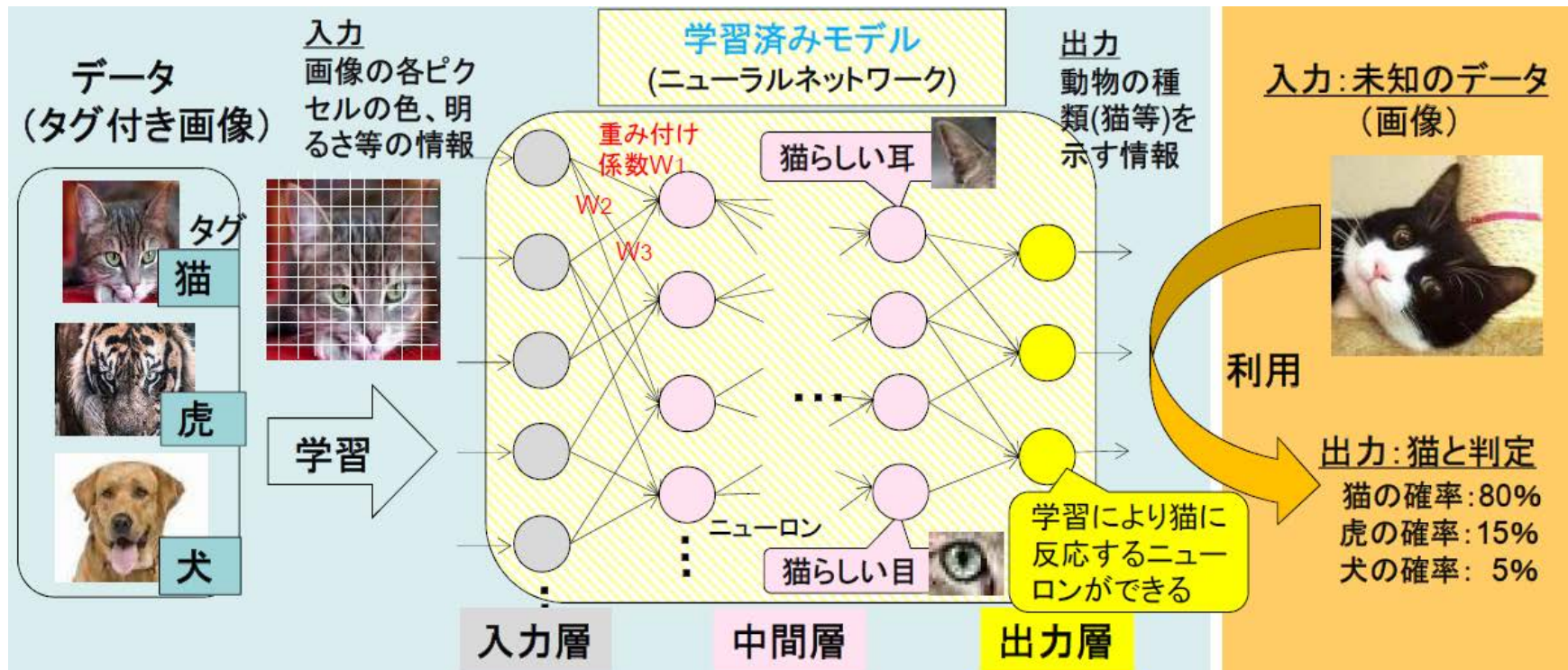
- ニューラルネットワークを用いた機械学習の手法の一つ
 - ▶▶ 予測したいものに適した特徴量そのものを大量のデータから自動的に学習



AIとは何か？

ディープラーニングの構造

- ① 入力から出力までの演算を行う プログラム と
- ② 当該演算に用いられる重み付け係数 (特徴量・パラメータ) の組合せ



AIで何ができるのか？

AIの実用化における機能領域

識別

音声認識

音声入力・検索／曲検索／感情把握等

ex) AmazonのEcho (Alexa)等のスマートスピーカー

画像認識・動画認識

画像検索／画像分類／不正・異常検知／画像診察／人物把握等

ex) NECの小売商品を一括で画像認識可能な多種物体認識技術

言語解析

自然言語処理技術

ex) 損害保険ジャパン日本興亜のオペレータに回答候補を表示するアドバイザー自動知識支援システム



AIで何ができるのか？

AIの実用化における機能領域

数値予測

需要予測／経済指標予測／保険リスク予測／与信スコアリング

ex)トヨタ自動車と日本交通子会社、KDDI等のタクシーの需要予測配車支援システム

マッチング

予測

商品レコメンド／ウェブでの自動接客／検索連動広告

ex)ドコモが採用したAIレコメンドエンジン「LiftIgniter」

ニーズ・意図予測

販促タイミングの最適化／ユーザの関心・趣味の自動推定

ex)日立製作所の販促シナリオの設計等を自動化する「マーケティングオートメーションサービス」



AIで何ができるのか？

AIの実用化における機能領域

実効

表現生成

要約・文章作成／翻訳／作曲／描画・イラスト等

ex) NTT Comの「AI翻訳プラットフォームソリューション」

デザイン

ロゴデザイン／創薬分子デザイン／建築設計／料理レシピ等

ex) DeNA、シオノギ・旭化成ファーマによるAI創薬の共同研究

行動最適化

配送経路・出店場所の最適化／個人向け健康管理／将棋・囲碁等

ex) 販促シナリオの設計等を自動化する日立「マーケティングオートメーションサービス」

作業の自動化

オペレータ自動応答／車の自動運転／SEO自動調整／手術等

ex) 自動運転技術の開発「トヨタ・リサーチ・インスティテュート・アドバンスド・デバロップメント」



AIで何ができるのか？

AIを利用する目的（効率化・高価値化）

活用用途	効果	技術	具体的なサービス
第一次処理	効率化	識別	<ul style="list-style-type: none">・コールセンターの音声自動応答・監視カメラによる不正検知
対応策 の判断		予測	<ul style="list-style-type: none">・商品レコメンド・検索連動広告
		実効	<ul style="list-style-type: none">・要約、議事録作成、翻訳・倉庫作業ロボット制御
	高価値化	予測	<ul style="list-style-type: none">・ガンの画像診断支援・粉飾決算調査
実効		<ul style="list-style-type: none">・アルファ碁・創薬・自動車の自動運転	

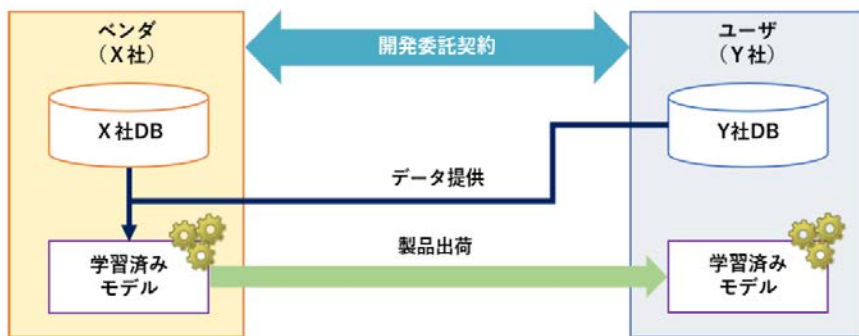
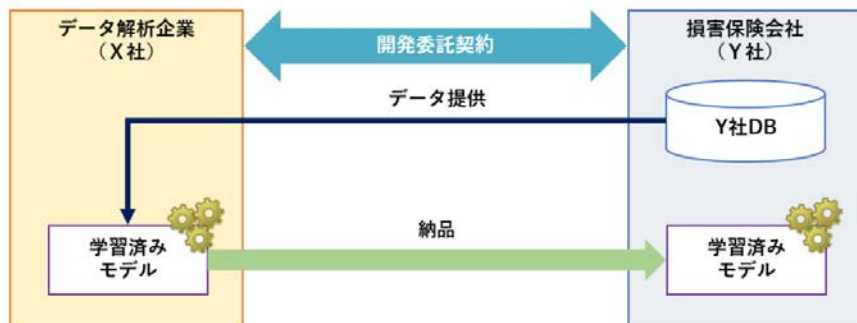


A I 技術を利用した契約類型

A I ・データ契約ガイドライン

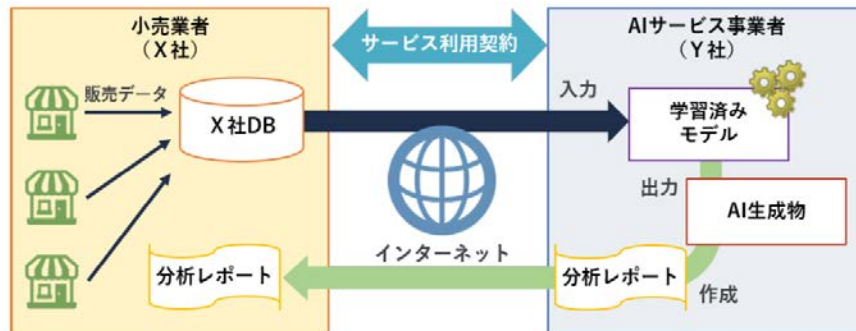
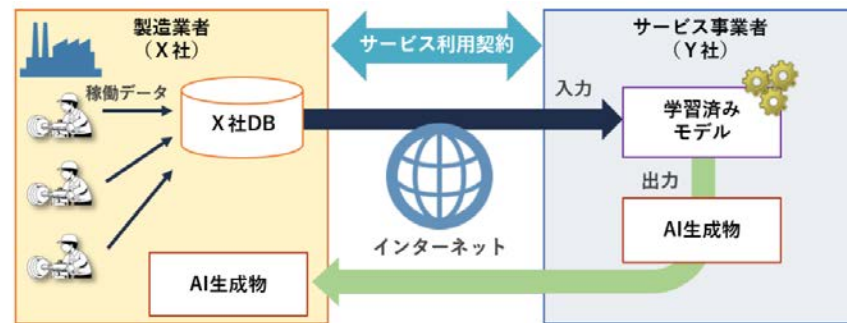
【A I 開発型】

ユーザがベンダに依頼して
学習済みモデルの開発を行う



【A I 利用型】

A I 技術を利用したサービス
を提供する





- ① G L の位置づけ (データビジネスとは)
- ② 「データ創出型」 契約の実務
- ③ 「データ提供型」 契約の実務
- ④ 「データ共用型」 契約の実務
- ⑤ 「A I」 総論 (A I とは)
- ⑥ 「A I 開発型」 契約の実務
- ⑦ 「A I 利用型」 契約の実務

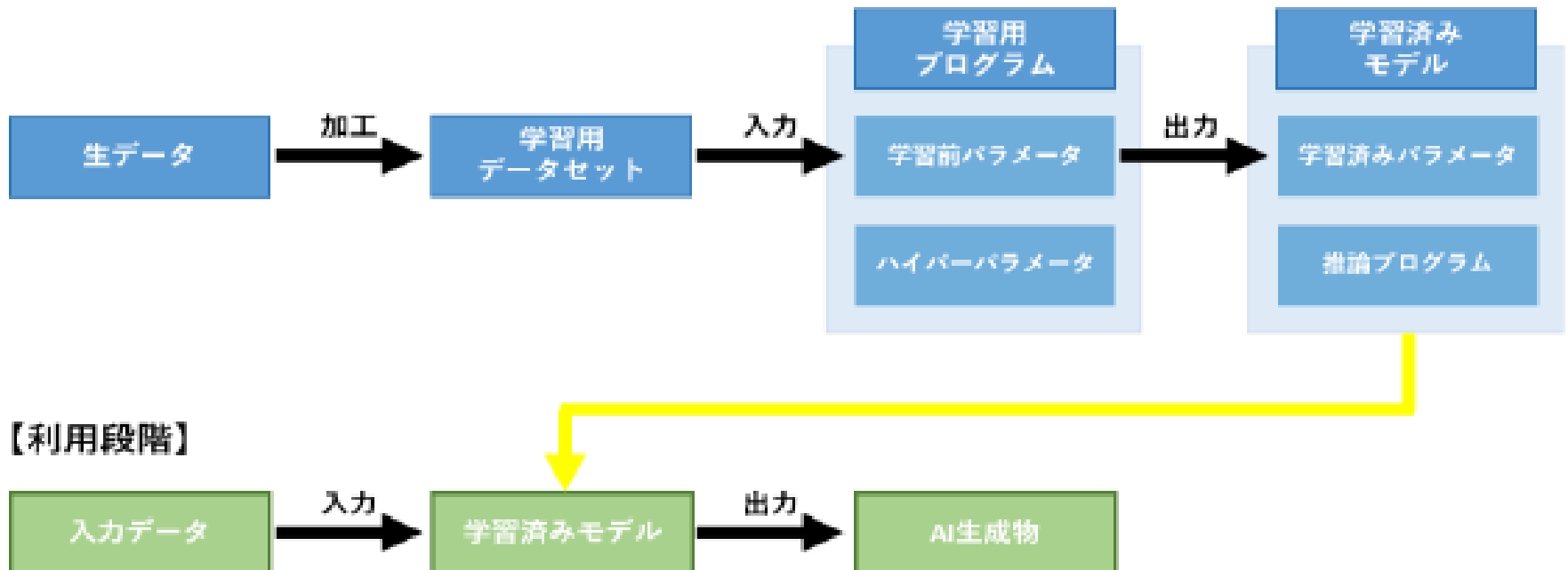
学習済みモデル開発の特徴

学習済みモデル開発にはデータが必須

【学習段階】

学習用データセット生成

学習済みモデル生成



出典：A I ・データ契約ガイドライン検討会 事務局報告資料

学習済みモデル開発の特徴

AI利用に生じるコスト

データ収集コスト（量）

学習用データセット作成用の大量データを収集

- ・ 守秘義務や目的外利用の制限を受けない自由に利用が可能なデータ

データ管理コスト（品質）

学習用データセットの形式に整理

- ・ 機械が解釈可能なフォーマットへの変換（テキスト化・データ形式の統一化等の作業）
- ・ データの必要な属性項目等の補充、数値・形式の不備、空欄・欠損等の検証と修正・補充等



AI・データ契約ガイドライン

AIソフトウェア開発のポイント

① ユーザとベンダーのデータに関する利用権限

- ▶▶ 生データ/学習用データセット/AI生成物など各項目ごとに、知財権の有無、権利や利用条件の設定方法（各当事者の寄与度の評価方法等）

② ベンダーのよる学習済みモデルの流用リスク

- ▶▶ 成果物やデータセット等の利用条件の設定オプション（独占利用期間の設定等）

③ ベンダーの担保責任の範囲

- ▶▶ モデルの性能保証が困難という特性を踏まえ、ベンダーの責任の範囲を限定する契約方法を提案



留意点①：データに関する利用権限

学習用データセットの二次利用（ガイドラインの条項例）

2 ベンダは、事前にユーザから書面による承諾を得ずに、ユーザ提供データについて本開発遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、…。ただし、別紙に別途定めがある場合はこの限りではない。

5 本件業務が完了し、もしくは本契約が終了場合またはユーザの支持があった場合、ベンダはユーザの指示に従って、ユーザ提供データが記録された媒体を破棄もしくはユーザに返還し、またベンダが管理する一切の電磁的記録媒体から削除するものとする。但し、本条2項での利用に必要な範囲では、ベンダはユーザー提供データを保存することができる。

- ▶▶ 別紙で明記しないとデータセットを他の開発案件には利用できないため、現実的にはユーザから許諾されない可能性が高い
- ※ ユーザ提供データの定義の工夫（生データとデータセットの区別）

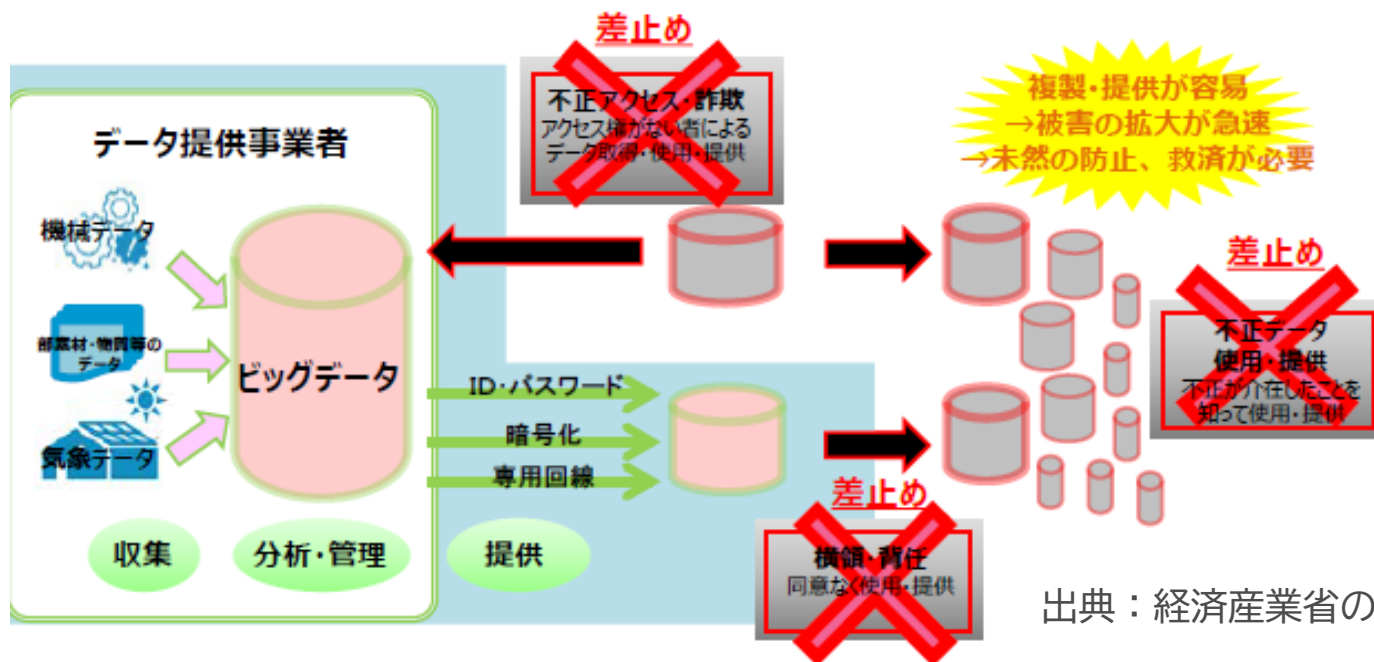


留意点①：データに関する利用権限

改正不正競争防止法

業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（限定提供データ）の不正取得・使用等に対する差止めの創設

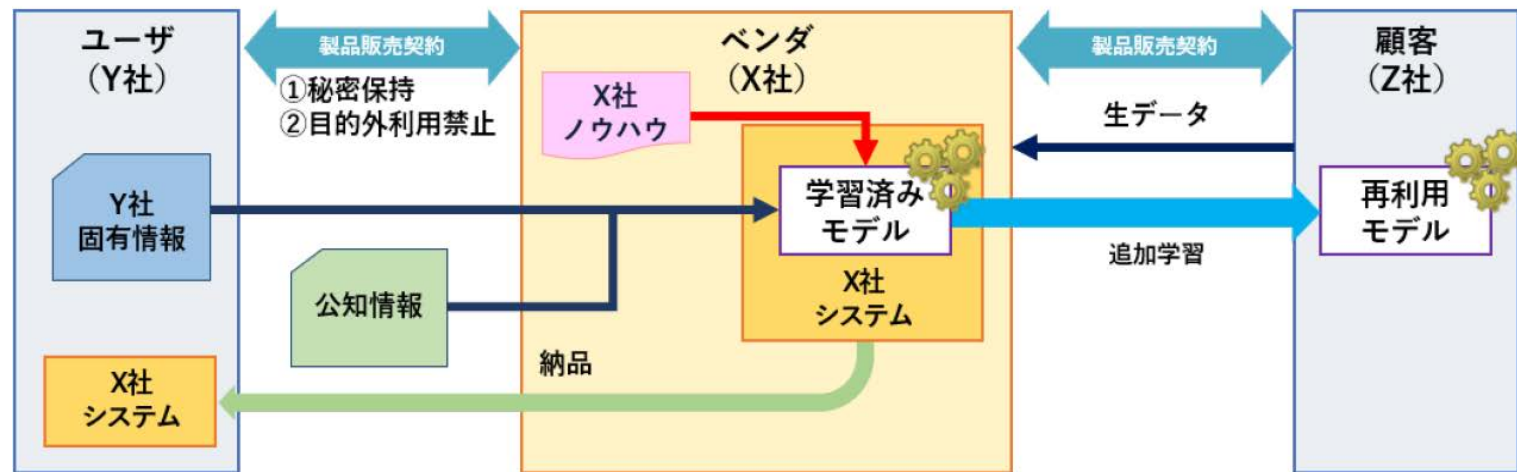
ex) 自動走行車両向けに提供する三次元地図データ、POSシステムで収集した商品毎の売上データ、化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ等



留意点②：学習済みモデルの流用リスク

ユーザ：ビジネスのコアな部分にはA I 開発を利用しない

- 開発成果である学習済みモデルをベースとして、他の開発案件において、同種のデータセットを用いてさらに機械学習させるベンダー側のニーズが高い

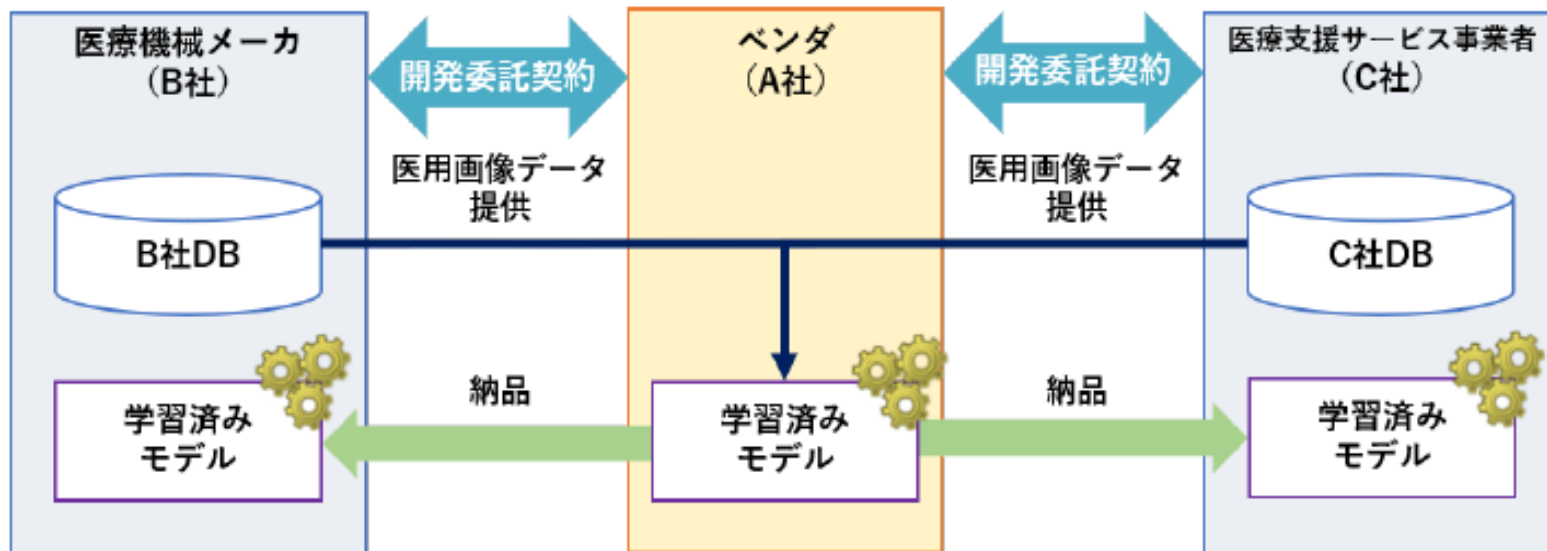


- 再利用モデルと元のモデルとの同一性は立証困難
(改正不競争法でも再利用モデルの使用は差止不可)

留意点②：学習済みモデルの流用リスク

ベンダ：多数のユーザからデータ提供を受けるモデル

- データを提供させるユーザに成果である学習済みモデルに対する権利意識を持たせない



留意点③：担保責任の範囲

AIソフトウェア開発（探索的段階型）

- ① 契約時に成果が不明瞭な場合が多い
- ② 性能が学習用データセットに左右される
- ③ 開発後もさらに再学習する必要がある

	①アセスメント	②PoC	③開発	④追加学習
目的	一定量のデータを用いて学習済みモデルの生成可能性を検証する	学習用データセットを用いてユーザが希望する精度の学習済みモデルが生成できるかどうかを検証する	学習済みモデルを開発する	ベンダが納品した学習済みモデルについて、追加の学習用データセットを使って学習をする
契約	秘密保持契約書等	導入検証契約書等	ソフトウェア開発契約書等	

出典：経済産業省 商務情報政策局「概要資料」



留意点③：担保責任の範囲

担保責任の前提となる仕様確定が重要

A I 開発の特徴

- ・ ユーザから提供される学習データセットに左右される
- ・ 機械学習はA I が自律的にパラメータを設定する
 - ▶▶ ユーザもベンダーもA I が適切に機能するかは分からない

具体的な契約上の対応策

- ・ 契約の種類では責任範囲は一義的に決まらない
 - ◀◀ 請負契約の瑕疵担保責任／業務委託契約の善管注意義務違反
- ・ システム開発が頓挫した場合の責任分担（裁判例のいうプロジェクトマネジメント義務と協力義務の問題）
 - ① ユーザーが希望する適切な機能の事前の確定（判断の確度）
 - ② 実現不可能なことが判明した場合の費用分担の合意



第1歩：学習用データが存在するのか？

AIの学習に使えるデータの量と質が重要

① いかにして自由に利用できる大量のデータを収集するのか？

- ・ IoTサービスにおけるデータの利用権限設定契約の活用
- ・ データ売買におけるデータの提供に関する契約の活用

② いかにして質のよいデータを収集するか？

- ・ データセットの作成過程の確認
- ・ 作成過程に関する提供元による表明保証を要求
 - ex) データの生成主体、生成主体に関する属性情報の正確性の検証の有無及び方法、記録された期間、記録データに対する加工・変更の有無及びその内容・方法等

③ いかにして不正なデータの混入を排除するか？

- ・ サンプルテスト等の実施
- ・ 学習用データセットの作成過程の確認・記録（トレーサビリティ）





- ① G L の位置づけ（データビジネスとは）
- ② 「データ創出型」 契約の実務
- ③ 「データ提供型」 契約の実務
- ④ 「データ共用型」 契約の実務
- ⑤ 「A I」 総論（A I とは）
- ⑥ 「A I 開発型」 契約の実務
- ⑦ 「A I 利用型」 契約の実務

「AI利用型」の特性と留意点

原則

クラウドサービス／ソフトウェア使用許諾契約と同じ

入力データ／再利用モデル／AI生成物の帰属

▶▶ AIサービス導入の判断における留意点

- ① ユーザの入力データを収集して追加学習に利用するベンダ側のニーズが高い
 - ▶▶ 利用規約において追加学習に利用できる前提になっている
 - ② 再利用モデルの利用権限は別段の合意がなければベンダのもの
 - ▶▶ 自社が保有するデータから創出されるビジネスを失う
- ・ ビジネスのコアな部分の判断にAIサービスの利用を導入するのは避けるべき

まとめ

いくつかの気づきがありましたか？

- ｜ 既存のビジネスとデータビジネスの目的の違い
- ｜ データは無体物であり、民法上所有権や占有権の対象外
- ｜ NDAによって誰も利用できない死んだデータになる
- ｜ データ・オーナーシップの考え方
- ｜ データ収集段階におけるスキーム構築の重要性
- ｜ AIの機能とAI活用に適した業務の特定
- ｜ AIの活用に伴うビジネス喪失のリスク



ご質問・ご相談のお問合せ先

ご清聴ありがとうございました

☎ (06) 7669 - 8938 (直通)

✉ fukumoto@daiichi-law.jp

弁護士法人第一法律事務所

弁護士・公認システム監査人

福 本 洋 一

東京事務所

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号
有楽町電気ビル南館6階

TEL (03) 5252 - 7022 (代表)

大阪事務所

大阪市北区中之島2丁目2番7号
中之島セントラルタワー24階

TEL (06) 6227 - 1951 (代表)

